

## 議 第 1 号 議 案

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見  
書の提出について

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を別紙の  
とおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成31年3月13日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 寺 田 玲

賛成者 同 根 岸 操

### 提 案 理 由

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を地方自  
治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出しま  
す。

## 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になる。

また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり概ね3万円から20万円であり、保険適用ではないため全額自費となる。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	伊	達	忠	一	様
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	石	田	真	敏	様
厚生労働大臣	根	本		匠	様
内閣官房長官	菅		義	偉	様